

# 望まない受動喫煙をなくそう

受動喫煙を社会全体で防ぐための対策として、平成30年7月「健康増進法」の一部が改正され、多くの人が利用する施設における原則建物内禁煙が義務づけられました。

## 改正のポイント

マナーから“望まない受動喫煙をなくす”ルールに



- 子どもや病気の人が利用する施設等における喫煙の禁止
- 喫煙室への20歳未満の者の入室禁止
- 喫煙の際は、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮する など

## 禁煙はどこ？喫煙できる場所はどこ？

### 禁煙(敷地内禁煙)

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。



### 原則屋内禁煙

公民館、図書館、事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、鉄道 など

※屋内で喫煙を認める場合は、基準を満たす喫煙専用室の設置が必要です。

※既存の経営規模の小さな飲食店は、経過措置として、喫煙可能であることを掲示すれば喫煙可能です。



吸い殻入れ

### 周囲の状況に配慮

屋外や家庭 など



喫煙はできるだけ周囲に人がいない場所でしましょう。特に子どもや病気の人などがいる場所では喫煙をしないように配慮しましょう。

### 施設内で喫煙可能

公衆喫煙場所、店内で喫煙可能なたばこ販売店、喫煙を主目的とするバー・スナック など



20歳未満  
立入禁止

- バス・タクシー・航空機などは禁煙です。
- 全ての施設において、喫煙可能な場所には、喫煙可能であること、20歳未満の立ち入りが禁止であることの掲示が義務付けられます。
- たばこには加熱式たばこも含まれます。

# それぞれの立場でできることから取り組もう！

## たばこを吸わない 私にできること



たばこの煙に近づかない  
ようにしよう。

喫煙場所には  
立ち入らないよ。

喫煙を勧められて  
もきっぱり断ろう。

禁煙に取り組む人を  
応援します。

禁煙のお店や席を  
選ぶようにしよう。

禁煙に  
チャレンジしよう。

子どもや妊婦さん、病気の人の  
そばでは絶対に吸わない。

禁煙外来に相談  
してみようかな。

## たばこを吸う 私にできること



吸い殻のポイ捨てや  
歩きながらの喫煙はし  
ないよ。

決まった喫煙場所や  
周りに人がいない所で  
吸います。

喫煙直後に話しかけたり近づ  
いたりすることを避けるわ。

電子たばこも有害  
だって覚えておこう。

施設内で喫煙できる場所、  
できない場所を明らかにし掲  
示に努めます。

法律に基づいて、施設の禁煙・分煙化を実  
施します。

## 施設管理者の 私たちにできること



施設の利用者に受動喫煙防止のための配慮や  
マナーを呼びかけます。